墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げ る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め るところによる。

- (1) (2) 〔略〕
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1 項及び第2項<u>(これらの規定を番号法第</u> 26条において準用する場合を含む。) に規定する記録に記録された特定個人情 報をいう。

(4)~(10) 〔略〕

(削除請求)

- 第19条 区民等は、前条第1項各号に掲げ | 第19条 〔同左〕 る自己情報(情報提供等記録を除く。以下 この条及び次条において同じ。)が次の各 号のいずれかに該当すると認めるときは、 実施機関に対し、当該自己情報の削除の請 求(以下「削除請求」という。)をするこ とができる。
 - (1) 第6条、第7条、第8条第1項若しく は第2項、第9条第1項又は第13条の 規定に違反して収集され、又は記録され ているとき。
 - (2) [略]
 - (3) 番号法第29条の規定に違反して作成 された特定個人情報ファイル(番号法第 2条第9項に規定する特定個人情報ファ イルをいう。)に記録されているとき。
- 2 · 3 〔略〕

(請求に対する決定等)

第22条 〔略〕

- 2 · 3 〔略〕
- 4 実施機関は、訂正請求、削除請求又は目 的外利用等の中止請求に応ずることと決定 したときは、速やかに、その旨を外部提供 を受けているもの (情報提供等記録の訂正 にあっては、総務大臣及び番号法第19条 第7号に規定する情報照会者若しくは情報 提供者又は同条第8号に規定する条例事務

一部改正条例(1)による改正後

〔同左〕

第2条 [同左]

- (1) (2) 〔略〕
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1 項及び第2項に規定する記録に記録され た特定個人情報をいう。

(4)~(10) 〔略〕

[同左]

- (1) 第6条、第7条、第8条第1項、第9 条第1項若しくは第2項又は第13条の 規定に違反して収集され、又は記録され ているとき。
- (2) [略]
- (3) 番号法第28条の規定に違反して作成 された特定個人情報ファイル(番号法第 2条第9項に規定する特定個人情報ファ イルをいう。)に記録されているとき。
- 2 · 3 〔略〕

[同左]

第22条 〔略〕

2 · 3 〔略〕

4 実施機関は、訂正請求、削除請求又は目 的外利用等の中止請求に応ずることと決定 したときは、速やかに、その旨を外部提供 を受けているもの (情報提供等記録にあっ ては、総務大臣及び番号法第19条第7号 に規定する情報照会者又は情報提供者(当 該訂正に係る情報提供等記録に記録された 関係情報照会者若しくは条例事務関係情報 者であって、当該実施機関以外のものに限し 提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に 記録された者であって、当該実施機関以外 のものに限る。))に通知する等必要な措 置をとらなければならない。

(他の制度との調整)

- 第28条 この条例は、法令又は他の条例に より開示等の請求その他これに類する請求 ができる場合は、適用しない。<u>ただし、保</u> 有特定個人情報の開示請求については、こ の限りでない。
- 2 〔略〕

(指定管理者に関する特例)

第31条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2条第4号及び第7号、第3条、第3条の2並びに第2章から第5章までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

る。))に通知する等必要な措置をとらなければならない。

〔同左〕

- 第28条 この条例は、法令<u>(番号法附則第6条第5項に規定する情報提供等記録開示システムに係るものを除く。)</u>又は他の条例により開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は、適用しない。
- 2 〔略〕 [同左]
- 第31条 指定管理者(地方自治法(昭和2 2年法律第67号)第244条の2第3項 に規定する指定管理者をいう。以下同じ。) が同法第244条第1項に規定する公の施 設(以下「公の施設」という。)の管理を 行うに当たって個人情報を取り扱う場合に ついては、第2条第4号、第3条、第3条 の2<u>及び</u>第2章から第5章までの規定を準 用する。この場合において、次の表の左欄 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。

[略]

付 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第19条第1項第1号 の改正規定は、公布の日から施行する。

1 参考(墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年墨田区条例 第34号)第2条による第2条第3号から第9号まで、第19条第1項、第22条 第4項、第28条第1項及び第31条の改正)

改 正 後	改 正 前
(定義)	[同左]
第2条 この条例において、次の各号に掲げ	第2条 〔同左〕
る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め	
るところによる。	
(1) • (2) 〔略〕	(1) • (2) 〔略〕
(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1	〔新設〕
項及び第2項に規定する記録に記録され	
た特定個人情報をいう。_	

- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報(文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されたものをいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (5) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち、特定個人情報を含むものをいう。
- (6) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために 特定の保有個人情報を電子計算組織を 用いて検索することができるように体 系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務 の目的を達成するために氏名、生年月 日その他の記述等により特定の保有個 人情報を容易に検索することができる ように体系的に構成したもの
- (7) 区民等 実施機関によって自己情報が 保管されている区民又は区民以外の者を いう。
- (8) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管 理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (9) 電子計算組織 与えられた処理手順に 従い、事務を自動的に処理する電子的機 器の組織をいう。
- (10) 事業者 法人その他の団体(国、独立 行政法人等(独立行政法人等の保有する 個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第59号)第2条第1項に規定す る独立行政法人等をいう。以下同じ。)、 地方公共団体及び地方独立行政法人(地 方独立行政法人法(平成15年法律第1 18号)第2条第1項に規定する地方独 立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。) 及び事業を営む個人をいう。

(削除請求)

(3) [同左]

(4) 〔同左〕

(5) 〔同左〕

(6) [同左]

(7) [同左]

(8) [同左]

(9) [同左]

〔同左〕

第19条 区民等は、前条第1項各号に掲げる自己情報<u>(情報提供等記録を除く。以下この条及び次条において同じ。)</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求(以下「削除請求」という。)をすることができる。

(1)~(3) 〔略〕

2 · 3 〔略〕

(請求に対する決定等)

第22条 〔略〕

2 · 3 〔略〕

4 実施機関は、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に応ずることと決定したときは、速やかに、その旨を外部提供を受けているもの(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に通知する等必要な措置をとらなければならない。

(他制度との調整)

第28条 この条例は、法令<u>(番号法附則第6条第5項に規定する情報提供等記録開示システムに係るものを除く。)</u>又は他の条例により開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は、適用しない。

2 [略]

(指定管理者に関する特例)

第31条 指定管理者(地方自治法(昭和2 2年法律第67号)第244条の2第3項 に規定する指定管理者をいう。以下同じ。) が同法第244条第1項に規定する公の施 設(以下「公の施設」という。)の管理を 行うに当たって個人情報を取り扱う場合に ついては、第2条第4号、第3条、第3条 の2及び第2章から第5章までの規定を準 用する。この場合において、次の表の左欄 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。

第19条 区民等は、前条第1項各号に掲げる自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求(以下「削除請求」という。)をすることができる。

(1)~(3) 〔略〕

2 · 3 〔略〕

[同左]

第22条 〔略〕

2 · 3 〔略〕

4 実施機関は、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に応ずることと決定したときは、速やかに、その旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置をとらなければならない。

[同左]

第28条 この条例は、法令又は他の条例に より開示等の請求その他これに類する請求 ができる場合は、適用しない。

2 〔略〕

〔同左〕

第31条 指定管理者(地方自治法(昭和2 2年法律第67号)第244条の2第3項 に規定する指定管理者をいう。以下同じ。) が同法第244条第1項に規定する公の施 設(以下「公の施設」という。)の管理を 行うに当たって個人情報を取り扱う場合に ついては、第2条第3号、第3条、第3条 の2及び第2章から第5章までの規定を準 用する。この場合において、次の表の左欄 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。

<u>第2条第4</u> 号	〔略〕
第3条の2 (見出しを 含む。)	〔略〕
~	
第22条の	
2	

<u>第2条第3</u> 号	〔略〕
第3条の2 (見出しを 含む。)	〔略〕
~	
第22条の2	

【施行期日】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に定める日(平成29年5月30日)

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正(抄)

改 正 後		改	正	前
(第19条第8号の規定による特定個人情				
報の提供)_				
第26条 第21条(第1項を除く。)から	〔新設〕			
前条までの規定は、第19条第8号の規定				
による条例事務関係情報照会者による特定				
個人情報の提供の求め及び条例事務関係情				
<u>報提供者による特定個人情報の提供につい</u>				
て準用する。この場合において、第21条				
<u>第2項第1号中「別表第2に掲げる」とあ</u>				
るのは「第19条第8号の個人情報保護委				
<u>員会規則で定める」と、第22条第1項中</u>				
<u>「ならない」とあるのは「ならない。ただ</u>				
<u>し、第19条第8号の規定により提供する</u>				
ことができる特定個人情報の範囲が条例に				
より限定されている地方公共団体の長その				
他の執行機関が、個人情報保護委員会規則				
で定めるところによりあらかじめその旨を				
委員会に申し出た場合において、当該提供				
の求めに係る特定個人情報が当該限定され				
た特定個人情報の範囲に含まれないときは、				
この限りでない」と、同条第2項中「法令」				
とあるのは「条例」と、第24条中「情報				
提供等事務(第19条第7号」とあるのは				
「条例事務関係情報提供等事務(第19条				
第8号」と、「情報提供等事務に」とある				
のは「条例事務関係情報提供等事務に」と、				
前条中「情報提供等事務」とあるのは「条				
<u>例事務関係情報提供等事務」と読み替える</u>				

ものとする。

(特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針)

第27条 〔略〕

(特定個人情報保護評価)

第28条 [略]

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第29条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第1 9条第12号から第15号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。 〔同左〕

第26条 〔略〕

〔同左〕

第27条 〔略〕

〔同左〕

第28条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第1 9条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

【施行期日】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年5月30日)